

省

令

○総務省令第二十八号

首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和四十一年政令第三百十八号）第八条第一項の規定に基づき、首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年三月十一日

総務大臣 麻生 太郎

首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令

首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行規則（昭和四十一年自治省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「熊鷹社」を「熊鷹町」に、	「岐阜県 関ヶ原町」	0.68	を	「岐阜県 山田町」
0.44	「岐阜県 本巣町」	0.52	を	「岐阜県 本巣市」
0.59	「三重県 伊勢市」	0.24	を	「三重県 伊勢市」
0.68	「三重県 伊賀市」	0.16	を	「三重県 伊賀市」

附 則

この省令は、公布の日から施行し、平成十五年度分の予算に係る国の負担金及び補助金から適用する。

○厚生労働省令第二十八号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）及び厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）を実施するため、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年三月十一日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令
厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第六十六条の二の見出しを「（認知症対策推進室）に改め、同条第一項中「痴呆対策推進室」を「認知症対策推進室」に改め、同条第二項中「痴呆対策推進室」を「認知症対策推進室」に、痴呆対策推進室」を「認知症対策推進室」に、痴呆対策推進室」を「認知症対策推進室」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第二十二号

農業改良助長法（昭和二十三年法律第六十五号）第九条の規定に基づき、農業改良助長法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年三月十一日

農林水産大臣 島村 宜伸

農業改良助長法施行規則の一部を改正する省令
農業改良助長法施行規則（平成十七年農林水産省令第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四号中「大学入學資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号）による検定に合格した者」を「高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第二条の規定による廃止前の大学入學資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号）による大学入學資格検定に合格した者を含む。）に改める。

附 則

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

○農林水産省令第二十三号

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）第七条第四項の規定に基づき、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年三月十一日

農林水産大臣 島村 宜伸

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法施行規則（平成七年農林水産省令第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表第一号中「第十四条第一項第五号」を「第七条第一項第五号」に改め、同表第三号中「第十四条の二第一項の改良普及員」を「第八条第一項の普及指導員」に改める。

附 則

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

○農林水産省令第二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の二第一項第三号の規定に基づき、森林法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年三月十一日

農林水産大臣 島村 宜伸

森林法施行規則の一部を改正する省令

森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第十八号中「同項第十四号」を「同項第十六号」に改める。

附 則

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

○国土交通省令第十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第三十六条の二第一項及び第三十九条第二項の規定に基づき、道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年三月十一日

国土交通大臣 北側 一雄

道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の三第一項に次の一号を加える。

五 第二十六条の六第三項の規定の適用を受ける回送運行許可番号標の貸与を受けようとするときは、第二十六条の六第三項の規定の適用を受ける回送運行許可番号標の有効期間ごとの数

第二十六条の三第二項中「前項の申請書に記載された数の回送運行許可証及び回送運行許可番号標を必要とすることを証する書面」を「前項の申請書に対し、次に掲げる書面」に改め、同項に次の各号を加える。

一 前項第四号の数の回送運行許可証及び回送運行許可番号標を必要とすることを証する書面

二 第二十六条の六第三項の規定の適用を受ける回送運行許可番号標の貸与を受けようとする申請者に対しては、次に掲げる書面

イ 前項第五号の数の回送運行許可番号標を必要とすることを証する書面

ロ 縮尺、方位及び第二十六条の六第三項の道路の区間を表示した当該道路の区間の付近の見取図

ハ 第二十六条の六第三項の道路の区間における回送自動車の交通の状況及び回送自動車以外の自動車の交通の状況を記載した書面

第二十六条の五に後段として次のように加える。

この場合において、次条第三項の規定の適用を受ける回送運行許可番号標及びこれに記載された番号の表示については、第二十四条中「確実に」とあるのは「脱落しないように」と読み替えるものとする。

第二十六条の六に次の一項を加える。

三 主として自動車運送船（専ら自動車の運送の用に供される貨物船をいう。以下この項において同じ。）から陸揚げされた自動車の当該自動車運送船が発着する埠頭（本邦と外国との間を往来する自動車運送船が発着する埠頭に限り、以下この項において同じ。）から駐車場、自動車整備工場その他関係施設への回送又は自動車を自動車運送船に積み込むために行う当該自動車運送船が発着する埠頭の回送の用に供されている道路の区間において、当該回送の効率化を図るために特に必要があるときは、当該道路の区間における回送運行許可番号標については、前項の規定にかかわらず、次の各号に適合するものとすることができる。